

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 31 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 23 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 27 件 |
| 国民年金関係 | 10 件 |
| 厚生年金関係 | 17 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から同年 9 月まで

私が A 市 B 区役所に自身の国民年金保険料を納付しに行った際、係の人から夫婦の国民年金保険料が未納となっている期間があると言われ、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと記憶している。国民年金については全期間納めてきたつもりなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 5 月に夫婦連番で払い出されており、この時点で申立人の夫は厚生年金保険の受給資格期間を満たしていたにもかかわらず、夫婦で国民年金に任意加入している上、その後の国民年金加入期間について、申立期間を除きすべての期間の国民年金保険料を納付しており、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがわれる。

また、オンライン記録によれば、申立期間初めとなる昭和 61 年 5 月の申立人の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の入力処理が 62 年 9 月に行われていることが確認できることから、このころ申立人は、申立期間を含む 61 年 5 月からその時点までの期間が夫婦ともに保険料の未納期間であることを承知したと推認できる。

さらに、上記の記録によれば、申立期間直後の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間を過年度納付した時期が 63 年 3 月以前と推認されることから、申立期間を含む 61 年 5 月から 62 年 3 月までの 11 か月分の保険料について過年度納付が可能であったにもかかわらず、申立期間を除く 61 年 10 月から 62 年 3 月までの 6 か月分の保険料のみが過年度納付されたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1770

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 51 年 9 月に、A 市役所で国民年金に任意加入をして、国民年金保険料は A 市役所の窓口で納めていた。

最後の 3 か月が国民年金保険料未納と言われたら納得もするが、保険料納付済期間途中の 3 か月が保険料未納ということはありません。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 9 月 7 日に、A 市役所で国民年金に任意加入するとともに、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の住所異動手続及び種別変更手続も適切に行うなど、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

また、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等についての申立人の供述内容に不自然な点はみられない上、申立期間の前後の期間は適切に現年度納付されており、申立期間の 3 か月のみが未納のままとされることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1771

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの期間及び42年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年4月から41年3月まで
② 昭和42年3月

私は国民年金制度がスタートした時から夫婦で加入し、国民年金保険料は、市の集金人が3か月に1回の割合で夫婦二人分を店まで取りに来ていた。「ねんきん特別便」で未納期間があることに驚き、再度、社会保険事務所(当時)に確認したが、やはり未納であった。

申立期間について、妻と一緒に保険料を納付していたのに、私だけ未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録では未納とされているものの、特殊台帳の記録では納付済みとされていることから、行政側の記録管理の不備がうかがわれる。

また、申立期間①については、申立人の妻は当該期間が納付済みと記録されていること、及び国民年金保険料の納付日が確認できる期間については、夫婦二人の保険料が同一日に納付されていることが確認できることから、当該期間について申立人のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無く、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から同年 8 月までの期間、63 年 12 月、平成 5 年 3 月及び 6 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月及び同年 8 月
② 昭和 63 年 12 月
③ 平成 5 年 3 月
④ 平成 6 年 3 月

私は、申立期間当時、教育関係の臨時的勤務に就いていたが、期間契約のため契約終了後厚生年金保険の資格を喪失した際には、勤務先から書類を受けてその都度、1 か月若しくは 2 か月分の国民年金保険料を父が私に代わり納付していた。

現在も毎年 3 月卒業から入学までの 1 か月分の国民年金保険料を同様に何十年も継続して納付しており、申立期間について保険料を納付していないとは考え難い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 3 月ごろに払い出されており、同番号が払い出された時点では、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である上、同年 3 月の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できることから、当該期間についても厚生年金保険の被保険者期間を確認の上、同手帳記号番号の払出しと同時に納付されたと考えるのが自然である。

また、申立期間③及び④については、申立人は教育関係の期間契約者のため、毎年 3 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続が必要であったが、国民年金手帳記号番号が払い出された後の国民年金加入期間については、当該期間を除き 19 回の切替手続が適正に行われ、国民年金保険料も納付済みとされていることが確認できることから、当該期間のみ切替手続を行わず保険料を納

付しなかったとするのは不自然である上、オンライン記録では平成9年4月に同年3月以前の記録追加が十数回なされているなど行政側の記録管理の不備もうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から同年 9 月まで

私の国民年金保険料の納付を任せていた妻が、A市B区役所に自身の国民年金保険料を納付に行った際、係の人から夫婦の国民年金保険料が未納となっている期間があると言われ、夫婦二人分の国民年金保険料を妻が納付したと記憶している。国民年金保険料については全期間納めてきたつもりなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 5 月に夫婦連番で払い出されており、この時点で申立人は厚生年金保険の受給資格期間を満たしていたにもかかわらず、夫婦で国民年金に任意加入している上、その後の国民年金加入期間について、申立期間を除きすべての期間の国民年金保険料を納付しており、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがわれる。

また、オンライン記録によれば、申立期間初めとなる昭和 61 年 5 月の申立人の妻の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の入力処理が 62 年 9 月に行われていることが確認できることから、このころ申立人の妻は、申立期間を含む 61 年 5 月からその時点までの期間が夫婦ともに保険料の未納期間であることを承知したと推認できる。

さらに、上記の記録によれば、申立期間直後の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間を過年度納付した時期が 63 年 3 月以前と推認されるところ、申立期間を含む 61 年 5 月から 62 年 3 月までの 11 か月分の保険料について過年度納付が可能であったにもかかわらず、申立期間を除く 61 年 10 月から 62 年 3 月までの 6 か月分の保険料のみが過年度納付されたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 43 年 3 月まで

昭和 40 年 2 月に、父が病気になり、その後は、国民年金の障害年金を受給していたため、私も国民年金への加入及び保険料納付の必要性は他の人より特別に自覚しており、国民年金保険料を未納とすることは考えられない。

また、二人の姉たちも同じ意見で、自分たちは国民年金保険料が未納とされている期間は無いの、私の保険料のみを納付しないことがあるはずがないと言っている。

申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居していた家族の国民年金保険料については、申立期間を含めて、申立人の母親又は姉がまとめて納付していたと主張しているところ、オンライン記録から、当時同居していた申立人の両親は、国民年金制度が開始された昭和 36 年 4 月から申立期間を含め、国民年金保険料が未納とされている期間は無の上、申立人の姉二人についても 20 歳到達時から、国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人自身も、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人、申立人の両親及び姉二人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の両親及び二人の姉については、それぞれの国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、被保険者資格取得時から加入手続時までの未納とされていた国民年金保険料が、

過年度納付又は現年度納付によりさかのぼって納付されていたと推認できることから、申立人の両親及び姉二人は、いずれも国民年金加入期間について、未納期間が無いように国民年金保険料を納付していたと考えられるところ、A市の国民年金手帳記号番号払出簿の記録及び申立人が所持する国民年金手帳の記録から、申立人に係る国民年金加入手続は、昭和43年10月16日になされたことが確認でき、この時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であることから、両親及び姉二人と同様に、申立人の国民年金の被保険者資格取得時から加入手続時までの未納とされていた期間の保険料も納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 62 年 2 月まで

昭和 62 年 3 月に結婚し、婚姻届等の手続をした時に A 市 B 区役所で国民年金保険料の未納を指摘され、未納分をまとめて納付した。これまで 30 年以上、一度の未納も無く納付してきたとばかり思っていたので、納付の記録が確認できないという今回の社会保険事務所（当時）からの年金記録の照会に対する回答は残念でならない。申立期間について納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、ほとんどの加入期間を金融機関の口座振替で納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、「A 市 B 区役所において婚姻届出時（昭和 62 年 4 月 * 日）に国民年金保険料の未納を指摘され、納付した。」と申し立てしているところ、当該届出の時点では、申立期間のうち、昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月までの期間については過年度納付、同年 4 月から 62 年 2 月までの期間については現年度納付により、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

さらに、当該届出時に国民年金第 3 号被保険者該当届及び氏名変更の手続が併せて行われたことが認められるほか、当時、A 市 B 区役所においては、国民年金保険料の過年度納付書の発行を行い、納付場所の案内も行っていることが確認できるなど、申立人の申立内容に不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

私が学生であった申立期間の国民年金保険料については、私の母がA市B区役所で大学生であった兄の分と一緒に免除の申請をしている。

申立期間について、兄は免除の記録となっているのに私は免除ではなく未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、申立期間直後の平成9年4月から国民年金保険料の免除期間とされており、申立期間についても保険料の申請免除が認められる状況であったと推認される上、申立人の母親と一緒に免除申請手続を行ったとする申立人の兄の記録は申立期間については免除期間であることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人の住所や生活状況に変化があったとする事情はうかがえないこと、及び申立期間は3か月と短期間であることなどを踏まえると、子供二人の申請免除の開始時期が異なることはなく、申立人の申立期間について免除を受けていたとする申立人の母親の供述内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年5月29日、申立期間②のB社における資格取得日に係る記録を38年5月20日、申立期間③のA社における資格取得日に係る記録を39年5月21日、申立期間④のB社における資格取得日に係る記録を同年12月30日、申立期間⑤のA社における資格取得日に係る記録を40年10月1日に訂正し、標準報酬月額については、申立期間①は1万6,000円、申立期間②は2万6,000円、申立期間③は3万6,000円、申立期間④は3万3,000円、申立期間⑤は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月29日から同年11月20日まで
② 昭和38年5月20日から同年7月1日まで
③ 昭和39年5月21日から同年9月21日まで
④ 昭和39年12月30日から40年1月10日まで
⑤ 昭和40年10月1日から41年1月4日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

昭和33年7月にB社に入社してから、同社の関連事業所であるA社との2社間を複数回にわたって異動したが、自分の記憶としては、両社間の勤務は継続しており、このような空白期間は無かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る異動の経緯、異動の時期及び勤務内容等に関する供述が具体的であること、また、申立人の実兄で、B社及びA社の元事業主が、

「申立人については、業務命令で2社間を異動させた。指示は主に自分が口頭で行った。」と供述していること、さらに、申立人の同僚、B社及びA社の取引先の関係者が、「申立人は2社間の異動前後も継続して勤務していた。」と供述していること、並びに申立期間以後も勤務している2社間の厚生年金保険加入記録が継続していることから判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の元上司は、「A社の社員の給与はB社から支給されており、申立人についても同様だったと思う。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、B社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和37年5月29日にB社からA社に異動し、38年5月20日に同社からB社に異動、また、39年5月21日に同社からA社に異動、また、39年12月30日に同社からB社に異動、40年10月1日に同社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社又はB社における各申立期間後の社会保険事務所（当時）の記録から、申立期間①は1万6,000円、申立期間②は2万6,000円、申立期間③は3万6,000円、申立期間④は3万3,000円、申立期間⑤は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和33年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月30日から同年7月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

申立期間はA社C支店から同社D営業所に転勤した時期に当たっているが、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので、申立期間の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、及びB社が提出した申立人に係る従業員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和33年7月1日にA社C支店から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和33年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係書類が保存されておらず不明としているが、A社D営業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和33年7月1日に同事業所における被保険者資格を取得した申立人の同僚8人は、申立人と同じ同年6月

30日に同社C支店における被保険者資格を喪失していることが確認できる上、事業主が資格喪失日を同年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から3年4月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、平成2年9月から3年3月までの期間の標準報酬月額が、直前の38万円より低い32万円と記録されていることが分かった。申立期間当時、給与が下がった記憶が無く、また、源泉徴収簿に記載されている厚生年金保険料の控除額と、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料の納付額が相違している。調査の上、申立期間に係る標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が保管する申立人に係る源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、同源泉徴収簿により確認できる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（所在地はB方面で、A社の本社。以下「A社C」と表記する。一方、社会保険事務所（当時）の記録では、D市（現在は、E市F区）に所在する事業所もA社と記録されていることから、これらを区分するために、以下「A社G」と表記する。）における資格喪失日に係る記録を昭和33年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から同年3月11日まで

昭和30年1月1日から約30年間にわたりA社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の加入期間と記録されていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びA社Cが提出した退職金計算書により、申立人が、申立期間においても、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様にA社Gでの被保険者資格取得直前の時期に同社Cでの被保険者期間を有する者5人のうち、聴取できた二人は、申立人と同様に、B方面での勤務は無く、申立期間前から継続してD市において勤務していたと供述している上、事業主は、申立人が申立期間当時一時退職した等の記録は無く、継続して勤務していたことから、保険料の控除も行っていったものと思われる旨を回答していることを踏まえると、申立期間を含む同社Gが厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、同社Cにおいて厚生年金保険に加入させる取扱いであったものと推認される。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断

すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社Gが厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和33年3月11日に同社Cから同社Gに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和32年12月のA社Cに係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社Cは、「当時、厚生年金保険被保険者資格得喪届を適正に行っていたのではないか、未納保険料の督促等は受けたことが無い。」としているが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所（オンライン記録によれば、事業所名称は確認できないが、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）ではA社C事業所として記録されている。ただし、同社同事業所の臨時雇のみを対象とした同社同事業所の厚生年金保険記号番号と異なる番号で管理されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる記録であることから、これを区分するために、以下「C事業所（臨時）」と表記する。）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年9月1日、同資失日は同年10月1日であると認められることから、申立期間のうち、同年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年ごろから23年5月15日まで
(D社)
② 昭和23年12月30日から24年ごろまで
(D社)
③ 昭和24年ごろから26年ごろまで
(E社F営業所)
④ 昭和26年ごろから29年ごろまで
(A社C事業所)

知人の紹介でD社（現在は、G社）に入社したが、記録されている厚生年金保険の被保険者期間よりもっと長く在籍していたはずである。また、同社を退職後、E社（現在は、B社）F営業所で2年間ほど働き、その後、同社に隣接するA社C事業所で働いた。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④に係るA社C事業所の臨時雇のみを対象とした事業所であるC事業所（臨時）について、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和24年9月1日から同年10月1日までの期間について、同姓の被保険者記録が確認でき、申立人と生年が一致する上、当該記録は厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても確認できるが、同事業所に係る同姓の被保険者記録はオンライン記録では確認できず、統合されていない記録であると認められる。

一方、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる上記姓名と一致する同姓の被保険者記録は、申立人と姓及び生年月日が一致し、申立人自身が自ら具体的な社名を出して同社において勤務していたことを供述したことなどから、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録として認められ、平成21年4月15日に申立人の年金記録として統合されている。

加えて、申立人は、時期は明確には記憶していないが、A社C事業所において勤務していたことを申し立てている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和24年9月1日にC事業所（臨時）における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出、及び同年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC事業所（臨時）における健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、4,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間④について、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の当該期間における被保険者記録は確認できない。

また、厚生年金保険の記録によれば、A社C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、承継会社であるB社に確認したところ、当時の資料は保管されておらず、当時の事情は分からないと回答しており、上記被保険者名簿により名前が確認できた同僚から聴取しても厚生年金保険の適用に関する情報についての有力な供述を得ることができず、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間①について、申立人が勤務していたと主張しているD社については、社会保険事務所（当時）の記録によれば、申立期間①の始期である昭和21年ごろから22年5月までの期間については厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和23年5月15日と記録されており、申立期間①のうち、同社

が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった 22 年 6 月 1 日から申立期間①の終期である 23 年 5 月 15 日までの期間において申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当該取得日に係る記録は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致する。

さらに、申立人が同日に入社したと主張している同僚は、当該同僚自身も申立人と同日に入社したと供述しているが、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和 23 年 5 月 15 日であることが確認できる。

加えて、G社は、当時の資料は保存されておらず、詳細は不明であると回答している。

- 3 申立期間②について、D社に係る上記被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は昭和 23 年 12 月 30 日と記録されており、申立期間②において申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当該喪失日に係る記録は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致する。

また、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の一人は、「会社の社会保険関係の手続はキッチリしている感じで、自分の記録に問題は無い。ちょうど 5 年間ほど働いた。一緒に働いていた人なら、入社した日から、辞めた日まで加入させてくれていたと思う。」と供述しており、同僚の記録は、供述どおり、約 5 年間確認できる。

さらに、G社は、「当社に保管されている申立人に係る健康保険厚生年金保険資格喪失届及び退職に係る書類の退職日は、ともに昭和 23 年 12 月 30 日である。」と回答しており、当該回答内容は、オンライン記録と一致する。

- 4 申立期間③について、E社F営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人の申立期間③における被保険者記録は確認できない。

また、申立期間③中にE社F営業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 3 人は、いずれも「社員は 1,000 人以上おり、当然人事課があり、社会保険関係の事務手続はキッチリしていた。自分の記録に問題は無い。」と供述しており、各人の供述内容は、それぞれの被保険者記録と一致する。

さらに、厚生年金保険の記録によれば、E社F営業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、承継会社であるB社に確認して

も、当時の資料は保管されておらず、当時の事情は分からないと回答しており、上記被保険者名簿により名前が確認できた同僚から聴取しても厚生年金保険の適用に関する情報についての有力な供述を得ることができず、申立期間③における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 5 申立人は、申立期間のうち、昭和24年9月1日から同年10月1日までの期間を除く申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として上記期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額（30万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月8日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年8月9日
④ 平成16年12月22日

勤務しているA社における標準賞与額を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間において、実際に支給されていた賞与額より低額な賞与額が記録されていた。事業主から交付を受けた申立期間当時の賞与支払明細書の写しを添付するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間に係る申立人の標準賞与額について、申立人が提出した賞与支払明細書により、申立人が主張する標準賞与額（30万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払明細書で確認できる賞与総支給額を届け出ていなかった。」と回答しており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月17日から同年4月1日まで

A社に昭和38年4月に入社し、平成10年9月まで継続して勤務したのは間違いなく、厚生年金保険の記録に空白の期間が生じることはありえない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の人事記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年3月17日にA社C事業所から同社D支所（その後、同社B支社に名称を変更）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る保険料について「納入したと推測できる。」と回答しているものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和37年4月7日、資格喪失日に係る記録を39年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を37年4月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から38年9月までは1万4,000円、同年10月から同年12月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月7日から39年1月1日まで

私はA社に昭和36年4月1日に入社し、平成14年7月5日に退職するまで同社に継続して勤務した。しかし、社会保険事務所（当時）に記録照会を行ったところ、同社D営業所から同社E営業所へ転勤となった昭和37年4月7日から38年12月31日までの記録が無いという回答を得た。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社本社人事部が保管する人事記録、同社健康保険組合に係る被保険者資格の得喪に関する記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が赴任した同営業所は、申立期間当時、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同営業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和36年5月1日）に被保険者資格を喪失している従業員（22人）のうち、21人が同社F支社において厚生年金保険の

被保険者記録が確認できる上、そのうち、同支社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和36年11月1日）に被保険者資格を喪失している従業員（14人）については、全員が同社C支社において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、同社E営業所に勤務していた従業員については、同社F支社（その後、昭和36年11月1日以降は同社C支社）において厚生年金保険の適用を受けていたと推認され、申立人についても、これらの同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和37年11月及び38年1月支給の給与明細書を所持しており、そのいずれにおいても給与支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

加えて、B社本社人事部は、申立期間に係る厚生年金保険料の源泉控除について、「根拠となる資料は無いが、労働条件、勤務形態、勤務の継続性及び一体性の観点から判断すると、源泉控除をしたと推定できる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D営業所における昭和37年3月及び39年1月の社会保険事務所（当時）の記録、並びに申立人が所持する37年11月及び38年1月支給の給与明細書の記録及び同社D営業所における申立人に係る39年1月の社会保険事務所の記録から、37年4月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から38年9月までは1万4,000円、同年10月から同年12月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、被保険者資格の取得及び喪失に係る届出書類は保管しておらず、納付事実を立証することができないことから不明であると回答しているが、申立期間に係る当該事業所の被保険者名簿において、申立人の記録は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立てどおりの被保険者資格取得届が提出され、その後の被保険者資格喪失届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月から38年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和20年5月31日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月31日から同年12月1日まで

昭和18年11月27日にC社本社に入社、A社に合併された後も勤務し、数回の転勤を経て、43年7月14日に退職するまで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び申立人の具体的な供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務（昭和20年5月31日にA社D支店から同社E支店に異動）していたことが認められる。

また、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間当時、A社E支店は、厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、申立人の上司及び同僚は、同社B支店において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、同社E支店に勤務していた従業員については、同社B支店において厚生年金保険の適用を受けていたと推認され、申立人についても、これらの同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社E支店における昭和20年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、申立期間に係る当該事業所の被保険者名簿において、申立人の記録は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立てどおりの被保険者資格取得届が提出され、その後の被保険者資格喪失届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年5月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年2月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B鉱業所（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を訂正し、申立期間①の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

また、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社D支店における資格取得日に係る記録を昭和25年2月25日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月18日から同年6月1日まで
② 昭和25年2月25日から同年3月1日まで

昭和13年3月6日にA社に入社し、同社の外国のE鉱業所に配属されたが、その後同社B鉱業所で勤務に就き、50年11月30日に定年退職するまで継続して勤務した。しかしながら、厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、同社B鉱業所の記録が21年6月1日からの厚生年金保険被保険者記録であること、また、同社F炭鉱の厚生年金保険の被保険者資格が25年2月25日に喪失され、転勤後の同社D支店の厚生年金保険の被保険者資格が同年3月1日に取得されているため、1か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答であった。

事実と異なる記録であるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C社の在籍証明書により、申立人が、昭和21年

2月18日付けでA社G鉱業所（所在地 外国）からA社B鉱業所に転勤したことが確認できること、及びC社は、「根拠となる資料は無いが、労働条件、雇用形態、勤務の継続性・一体性等の観点から判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと推定できる。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B鉱業所の厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、申立事業所を管轄する社会保険事務所（当時）で発生した火災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿には、当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿については、被保険者名簿とは異なり一部焼失を免れているものの、申立人の記録が確認できるページには、焼失後、復元作業を行ったと思われる形跡が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の焼失等から半世紀を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和21年2月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認めるのが相当であると判断する。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社B鉱業所の被保険者名簿が焼失しているため認定が困難であることから、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが相当である。

2 申立期間②については、C社の在籍証明書によれば、昭和25年2月10日付けでA社F炭鉱から同社D支店への転勤辞令が出されていることが確認できるとともに、雇用保険被保険者記録についても継続していることが確認できることから、申立人が申立期間②において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社は、「人事記録に『昭和25年2月25日D支店着任』と記載されていることから、転勤辞令は昭和25年2月10日付けであるが、実際の異動日は同年2月25日であると思われる。」と回答していることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を昭和25年2月25日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和25年2月25日にA社F炭鉱から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和25年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（平成4年2月5日にB社から名称を変更）における資格喪失日は、平成4年2月11日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成3年4月から同年9月までは19万円、同年10月から4年1月までは20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和36年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成3年4月30日から4年3月10日まで

A社に平成4年3月10日まで勤務しており、私が所持している同年2月までの給与明細書では厚生年金保険料が控除されている。退職後、同僚の話から、会社の経営が苦しいため保険料を滞納していたことを知った。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、平成4年2月10日にA社を離職（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は離職日の翌日）するまで同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったのは、平成3年4月30日と記録されており、同日より約1年後の4年3月12日に、事業主及び申立人を含む従業員30人の厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日が3年4月30日にさかのぼって処理されている上、申立人の当該資格喪失日以降である同年10月1日付けで標準報酬月額の定時決定が行われたことが確認できるが、この決定も4年3月12日付けで取消処理が行われている。また、適用事業所に該当しなくなった3年4月30日以降に資格を取得した7人（最も新しい者は平成4年2月12日取得）も4年3月12日に取消処理がなされており、当該処理前の記録から3年4月30日においては、当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、同日において当該適用事業所でなくなっ

たとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日を平成3年4月30日とする処理を行う合理的な理由は無く、上記資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険被保険者記録における離職日の翌日である4年2月11日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年10月及び取消処理された3年10月の定時決定に係る社会保険事務所（当時）の記録から、同年4月から同年9月までは19万円、同年10月から4年1月までは20万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成4年2月11日から同年3月10日までの期間については、上記の雇用保険被保険者記録によれば、申立人は同年2月10日にA社を離職しており、申立人が所持する同年2月及び同年3月の給与明細書に記載された事業所名が同事業所の関連会社であるC社となっていることが確認できる上、申立人に係る同年3月の給与明細書（給与計算期間は、平成4年2月11日から同年3月10日までの期間）において、厚生年金保険料の控除が無いことも確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年4月1日から同年9月1日まで

ねんきん定期便の内容を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について記載されている厚生年金保険料額が実際に給与から控除された保険料額より低い額となっていた。

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、控除されていた保険料に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立事業所に係る給与明細書及び事業主が保管する賃金台帳とオンライン記録（被保険者記録照会回答票）とを照合した結果、申立期間について、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額とが相違していることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、「保険料は社会保険事務所（当時）からの通知に基づき口座振替により納付している。申立人からの指摘により、届出に基づく厚生年金保険料と申立人の給与から控除した保険料が異なっていたことを知った。」と回答しているなど、申立人に係る届出が誤っていたことを認めていることから、事業主は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険（昭和19年10月からは厚生年金保険）被保険者資格を取得し、20年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から19年5月までは20円、同年6月から20年9月までは80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月ごろまで

昭和17年4月から、小学校の同級生と一緒にA社に勤務していた。当時、同社工場長が社員を集めて、厚生年金保険の話をしたことを記憶している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、昭和17年4月6日（被保険者資格期間に算入されるのは保険料徴収開始後の昭和17年6月1日以降の期間）に被保険者資格を取得し、20年10月1日に同資格を喪失した旨の記録が確認できる上、同被保険者名簿に記載されている被保険者記録は基礎年金番号に統合されていないことから、同人の記録は申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び20年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、昭和17年6月から19年5月までは20円、同年6月から20年9月までは80円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで
申立期間はA社C営業所に勤務していた。

同僚も同期間の厚生年金保険加入記録が無く、第三者委員会に申し立て認められている。私と全く同じ申立内容であるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びB社が提出した申立人の経歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月21日にA社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様に異動した同僚13人について、申立人の資格喪失日（昭和40年7月20日）及び資格取得日（昭和40年8月1日）と同日付けとなっており、社会保険事務所（当時）が全員の喪失日及び取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年9月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を180円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月23日から同年10月3日まで

社会保険事務所(当時)にA社C支店における厚生年金保険被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答があった。

昭和21年9月23日にA社D支店から同社C支店への転勤辞令があり、同社に継続して勤務しており、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した人事記録（社員台帳）及び転勤通知書、並びに同社の回答から判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（昭和21年9月23日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の記録から、180円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 1701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社B支店から同社C支店に転勤した際の厚生年金保険の加入記録が1か月確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人に係る社員名簿及び同僚の供述などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和57年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和57年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社員名簿以外に当時の資料等はないものの、保険料は納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和57年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和57年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店から同社本社に転勤した際の厚生年金保険の加入記録が1か月確認できなかった。給与明細書等はないが、添付した社員名簿のとおり同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人に係る社員名簿及び同僚の供述などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和57年2月1日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和56年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社員名簿以外当時の資料等はないものの、保険料は納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和57年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年3月は7,000円、同年4月から28年3月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年3月25日から28年4月16日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和27年3月25日から28年4月16日までの期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。

昭和26年4月にA社に入社し、60年1月まで継続して勤務しており、当時の上司や同僚の名前も記憶しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和27年3月25日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同年齢かつ同期入社である同僚の社会保険事務所(当時)の記録から、昭和27年3月は7,000円、同年4月から28年3月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成3年4月から8年3月までは20万円、同年4月は19万円、同年5月及び同年6月は20万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、並びに同年9月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 1 日から平成 13 年 7 月 1 日まで
社会保険庁（当時）で記録されている申立期間における標準報酬月額は、昭和 61 年 3 月から平成元年 9 月までが 15 万円、同年 10 月から 4 年 9 月までが 16 万円、同年 10 月から 8 年 9 月までが 18 万円、及び同年 10 月から 13 年 6 月までが 19 万円となっているが、A社に勤務していた期間の給与は 30 万円程度であったので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成3年7月、同年9月、4年5月、同年7月から同年10月までの期間、5年1月、同年4月、同年6月から

同年 11 月までの期間、6 年 1 月、及び同年 5 月から同年 9 月までの期間は 20 万円とすることが妥当である。

また、申立人は支給月の記載のみで支給年が記載されていない給与明細書を提出しているが、同明細書に記載された健康保険料控除額及び厚生年金保険料控除額に基づく検証結果により支給年月を推認した給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 3 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月、同年 10 月から 4 年 3 月までの期間、同年 12 月、5 年 3 月、同年 5 月、同年 12 月、6 年 3 月及び同年 4 月、同年 11 月から 7 年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月から 8 年 3 月までの期間は 20 万円、同年 4 月は 19 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 20 万円、同年 7 月は 19 万円、同年 8 月は 20 万円、並びに同年 9 月は 19 万円とすることが妥当である。

さらに、上述の申立人が提出した給与明細書により確認できる前後の標準報酬月額から、平成 4 年 4 月、同年 6 月、同年 11 月、5 年 2 月、6 年 2 月、同年 10 月、7 年 3 月及び同年 11 月は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主から回答を得ることができず不明であるが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が、平成 3 年 4 月から 8 年 9 月まで長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月から平成 3 年 3 月までの期間及び 8 年 10 月から 13 年 6 月までの期間について、申立人が提出した給与明細書に記載された健康保険料控除額及び厚生年金保険料控除額に基づく検証結果により、9 年 9 月以降のものと推認される給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額(19 万円)と一致しているなどから、前述の特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和 21 年 8 月 29 日に厚生年金保険第 3 種被保険者の資格を取得し、同年 12 月 17 日に同第 1 種被保険者に種別変更され、24 年 5 月 4 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の A 社 B 所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日、種別変更日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 21 年 8 月から 22 年 2 月までは 240 円、同年 3 月から同年 5 月までは 330 円、同年 6 月から 23 年 7 月までは 600 円、及び同年 8 月から 24 年 4 月までは 6,300 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月 29 日から 27 年まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社 B 所に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当初は坑内員(厚生年金保険第 3 種被保険者)として勤め、入社後間もなく負傷したため坑外(厚生年金保険第 1 種被保険者)勤務になったが、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 21 年 8 月 29 日から 24 年 5 月 4 日までの期間(昭和 21 年 12 月 17 日に厚生年金保険第 3 種被保険者から同第 1 種被保険者に種別変更)について、A 社 B 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、当該未統合記録は、当該被保険者台帳において、申立人が当該事業

所より前に勤務していたA社C工場で払い出された厚生年金保険被保険者記号番号に統合されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 21 年 8 月 29 日に厚生年金保険第 3 種被保険者資格を取得した旨の届出、同年 12 月 17 日に第 1 種被保険者に種別変更した旨の届出及び 24 年 5 月 4 日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所(当時) に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳) の記録から、昭和 21 年 8 月から 22 年 2 月までは 240 円、同年 3 月から同年 5 月までは 330 円、同年 6 月から 23 年 7 月までは 600 円、及び同年 8 月から 24 年 4 月までは 6,300 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 24 年 5 月 4 日から 27 年までの期間については、勤務実態を確認できる供述等が得られず、また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA管理事務所における資格喪失日は昭和26年10月11日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年2月2日から同年5月11日まで
② 昭和26年9月15日から同年10月11日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A管理事務所の米軍B基地に勤務していた両申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、国の所管C局が保管する申立人の従業員名簿により、「昭和26年5月11日、雇入」、「昭和26年10月10日、退職」の記録が確認できることから、申立人が申立期間においてA管理事務所に継続して勤務していたものと認められる。

また、当該名簿において、昭和26年10月1日に「本俸切替」の記録が確認できるほか、当該事業所に勤務していた他の従業員の従業員名簿の記録と社会保険事務所(当時)の記録は一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和26年5月11日となっているところ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に基づく取得日は同年5月26日となっているなど、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは認め難い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年10月11日に申立人の当該事業所における厚生

年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和26年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、国の所管C局が保管する申立人の従業員名簿では、「昭和25年12月5日、雇入」、「昭和26年2月1日、退職」となっており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及びA管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿との記録が一致しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、国の所管C局が保管する昭和26年5月11日雇入に係る申立人の従業員名簿の履歴欄には、「昭26.1～昭26.5、B占領軍事務員」との記録が確認できるが、このことについて、国の所管C局では、「履歴欄にB占領軍事務員の記録はあるものの、A管理事務所における勤務期間としての記録は確認できない。」と回答している上、同事業所における申立人の同僚に聴取したものの、申立期間①における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和45年8月31日にA社C支店における被保険者資格を喪失し、同年9月1日に同社本社における被保険者資格を取得しているとの回答があった。継続して勤務していたのは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が提出した申立人の人事台帳及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年9月1日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和56年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に入社し、関連会社であるC社(現在は、D社)に異動した際の申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社及びD社の回答、並びに申立人の同僚の供述から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和56年6月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社及びD社では当時の関係資料等は保存されておらず不明としているが、雇用保険の資格喪失日及び厚生年金保険の資格喪失日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主か

ら行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 56 年 4 月及び同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月、平成 9 年 11 月から 10 年 5 月までの期間及び 10 年 7 月から 11 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月
② 平成 9 年 11 月から 10 年 5 月まで
③ 平成 10 年 7 月から 11 年 2 月まで

申立期間①については、昭和 59 年 9 月 30 日に A 社を退社した後、B 市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、この納付書により国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間②については、平成 9 年 11 月 12 日に C 社を退社した後、B 市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、この納付書を銀行に持参して国民年金保険料を納付した。

申立期間③については、平成 10 年 7 月 28 日に D 社を退社後しばらくして、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、この納付書を銀行に持参して国民年金保険料を納付した。

すべての申立期間の国民年金保険料を間違いなく納付したのに、保険料が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B 市役所が発行した納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているが、基礎年金番号導入以前であり、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しがなければならないところ、当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえないことから、この時点では、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人は、B市役所が発行した納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立人は、「未加入期間国年適用勧奨」対象者として、平成10年11月25日付けで勧奨関連対象者一覧表に登録されていることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格を喪失した9年11月12日から10年11月25日までの間に申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った事情は見当たらないことを踏まえると、この時点では、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③については、申立人は、平成10年7月28日に会社を退社後しばらくして、社会保険事務所（当時）から送付された納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該期間のうち、同年11月から11年2月までの期間については、オンライン記録により、申立人は、10年12月22日付けで国民年金保険料の免除申請を行っていること、及びその申請が11年2月2日付けで処理されていることが確認でき、申立人が、この期間に国民年金保険料を納付したものは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が納付したと主張する国民年金保険料額は、申立期間の保険料額と相違しているなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年3月までの期間及び47年1月から48年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から45年3月まで
② 昭和47年1月から48年6月まで

私の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付は、亡くなった妻が行っていた。私は国民年金の被保険者資格を取得した当時から自営業を営んでおり、その経営は順調であったので、国民年金保険料を納付できないような理由は無く、保険料を納付していた妻は几帳面な性格で、保険料の未納期間をそのままにしておくようなことも無かったにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付は、亡くなった妻が行っていた。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月ごろに妻と連番で払い出されていること、申立人及びその妻の同年4月から53年9月までの国民年金加入期間の納付記録は、申立期間①の一部である42年5月から同年7月までの期間を除き、一致していることが確認でき、申立人の妻についても、申立期間①の大部分及び申立期間②の国民年金保険料は未納とされている。

また、特殊台帳により、申立人は、昭和50年9月8日時点で過年度納付が可能な48年7月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付するとともに、同日に36年4月から37年3月までの期間、及び40年4月から42年4月までの期間の国民年金保険料を特例納付していることが確認でき、この時点で、申立人が60歳に到達するまでの期間に国民年金保険料を納付した場合の国民

年金保険料納付済期間が 276 か月となり、申立人の国民年金の受給資格要件（276 か月）を満たしていること、並びに申立人の妻についても、同様に受給資格要件（264 か月）をほぼ満たしていることを踏まえると、申立人の妻は、国民年金の受給資格を取得する範囲内で申立人の国民年金保険料をさかのぼって納付したものと考えられる。

さらに、申立期間②のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間については、上記特例納付を行った 50 年 9 月時点では、特例納付及び過年度納付のいずれによっても納付することができなかった期間である。

加えて、申立人は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1778 (事案 482 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年ごろはA市B区に住んでいて、国民年金保険料の納付は、集金人に渡したり、父親が代わりに納めたり、私が区役所に納めたりしていた。申立期間の国民年金保険料については未納とされ、納付できないことから記録確認の申立てを行ったところ、亡くなった夫の記録が同様に未納であることなどを理由として、記録の訂正が認められなかった。

私が所持する国民年金手帳の申立期間に係る印紙検認台紙が、切取線上で切り離されている上、一部には割印が押されていることから、国民年金保険料を納めていたことは間違いのないと思うので再度審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が昭和37年1月11日に夫婦連番で払い出されていることが確認できるものの、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付記録により、夫婦の保険料の納付方法は基本的に同一であったことが推認され、申立期間について、申立人の夫の国民年金保険料も未納となっていることが確認できることから、申立人のみが申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものとは考え難いなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月24日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は、自身が所持する国民年金手帳の申立期間に係る印紙検認台紙が切り離されている上、当該切り離された台紙の一部には割印が押されているとして、申立期間の国民年金保険料を納付したと再申立てを行っているところ、当該事実は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで

私は、結婚を機に、昭和44年2月12日に私がA町（現在は、B市）役場に出向き、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その後の夫婦二人分の国民年金保険料は、すべて私が納付している。私の国民年金手帳を見ると、昭和43年度欄には割印は無いものの、印紙検認台紙が切り取られていることから、申立期間のうち、少なくとも結婚後の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料は納付したと思う。

また、申立期間のうち、昭和44年度及び45年度の国民年金保険料については、納付が遅れていたが、私は、44年度分については昭和45年4月に、また、昭和45年度分については納付時期を記憶していないが、それぞれ1年分の保険料をまとめて納付するために町役場に行った記憶がある。両年度ともに、私が所持する国民年金手帳の印紙検認台紙に割印の上、同台紙が切り取られているので納付したはずである。国民年金保険料を納付する際には、町役場の担当職員から町のマークが入った収入印紙に似た小さな紙を受け取ったが、その職員はその紙に「12か月」と記入したことを記憶しているが、その紙は数年前に捨ててしまった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされている納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料の納付時期に関する記憶が明らかでない上、「昭和44年度分の国民年金保険料を昭和45年4月ごろに、昭和45年度分については時期不明ながら、

それぞれ1年分をA町役場において一括納付した。」、「保険料の納付時に同役場の担当職員から、町のマーク入りの収入印紙に似た紙を受領した。」旨を主張しているが、制度上、1年分の納付検認を1枚の印紙により行うことは考え難い上、B市役所への照会結果においても、「申立人夫婦が主張しているような収入印紙に似た紙を当時の町役場が独自に発行したことについて確認できない。」と同市は回答しており、申立人夫婦の主張を裏付けることはできない。

また、申立人は、「私が所持する国民年金手帳の昭和43年度欄には割印は無いものの、印紙検認台紙が切り取られていること、並びに同手帳の44年度及び45年度欄に割印の上、印紙検認台紙が切り取られていることから、43年度については、少なくとも結婚後の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料、昭和44年度及び45年度については、それぞれ1年分の保険料を納付している。」旨を主張しているところ、国民年金手帳の印紙検認台紙については、当該年度が終了した際等に被保険者が国民年金手帳を市区町村に持参した時、市区町村において割印の上、これを国民年金手帳から切り離すこととされていたことを踏まえると、国民年金手帳から印紙検認台紙が切り離されていることのみをもって、当該期間の国民年金保険料が納付されていたものとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び44年1月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和44年1月から46年3月まで

私は、結婚までは、国民年金への加入及び保険料の納付には全く関与しておらず、詳細は分らないが、私の国民年金手帳を見ると昭和42年度欄に割印があるので、申立期間①については、亡父が私の国民年金保険料を納付していた可能性があると思う。

また、結婚を機に、昭和44年2月12日に私の妻がA町（現在は、B市）役場に出向き、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その後の夫婦二人分の国民年金保険料は、すべて私の妻が納付している。私の国民年金手帳を見ると、昭和43年度欄には割印は無いものの、印紙検認台紙が切り取られていることから、申立期間②のうち、少なくとも結婚後の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料は妻が納付したと思う。

さらに、申立期間②のうち、昭和44年度及び45年度の国民年金保険料については、納付が遅れていたが、44年度分については昭和45年4月に、また、昭和45年度分については納付時期を記憶していないものの、それぞれ1年分の保険料をまとめて納付するために町役場に行った記憶がある。両年度ともに、私が所持する国民年金手帳の印紙検認台紙に割印の上、同台紙が切り取られているので、国民年金保険料を納付したはずである。国民年金保険料を納付する際には、町役場の担当職員から町のマークが入った収入印紙に似た小さな紙を受け取ったが、その職員はその紙に「12か月」と記入したことを記憶しているが、その紙は数年前に捨てた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされている納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、昭和41年1月ごろに払い出されたことが推認されるが、オンライン記録により、申立人は、同年3月1日から同年9月5日までの期間については厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、厚生年金保険から国民年金への切替手続が必要であるところ、当該手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①直前の同年9月から42年3月までの期間の保険料も未納であることが確認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付をしたとする申立人の父親は既に死亡しており、当該期間の保険料の納付状況等は不明である上、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人において、当該期間の国民年金保険料を後日一括納付したとの主張も無いなど、当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立人夫婦は、申立期間②のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付した時期に関する記憶が明らかでない上、「昭和44年度分の国民年金保険料を昭和45年4月ごろに、昭和45年度分については時期不明ながら、それぞれ1年分をA町役場において一括納付した。」、「保険料の納付時に町役場の担当職員から、町のマーク入りの収入印紙に似た紙を受領した。」旨を主張しているが、制度上、1年分の保険料の納付検認を1枚の印紙により行うことは考え難い上、B市役所への照会結果においても、「申立人夫婦が主張しているような収入印紙に似た紙を当時の町役場が独自に発行したことについて確認できない。」と同市は回答しており、申立人夫婦の主張を裏付けることはできない。

また、申立人は、「私が所持する国民年金手帳の昭和43年度欄には割印は無いものの、印紙検認台紙が切り取られていること、並びに同手帳の44年度及び45年度欄に割印の上、印紙検認台紙が切り取られていることから、43年度については、少なくとも結婚後の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料、昭和44年度及び45年度については、それぞれ1年分の保険料が納付されている。」旨を主張しているところ、国民年金手帳の印紙検認台紙については、当該年度が終了した際等に被保険者が国民年金手帳を市区町村に持参した時、市区町村において割印の上、これを国民年金手帳から切り離すこととされていたことを踏まえると、国民年金手帳から

印紙検認台紙が切り離されていることのみをもって、当該期間の国民年金保険料が納付されていたものとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

昭和 47 年 7 月に、国民年金手帳と、A 市役所から郵送されてきた昭和 45 年度及び 46 年度の国民年金保険料納付通知書兼領収書に現金を添えて同市役所の国民年金担当窓口で申立期間の国民年金保険料を納付した。窓口の担当者は、印紙を同年金手帳の印紙検認記録台紙に貼付し、割印された同年金手帳を受け取った。国民年金手帳の 45 年度及び 46 年度のページには検認印が割印してある。

国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付は夫と一緒に行ったが、加入の時期に国民年金保険料を納付した記憶は無いものの、後日、申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違い無いので、保険料が未納とされていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、夫と連番で昭和 45 年 11 月ごろに払い出されていることが推認され、オンライン記録において、申立期間は、申立人の夫についても、国民年金保険料の納付記録は確認できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を A 市役所の国民年金担当窓口で納付したと主張する昭和 47 年 7 月時点において、申立期間の国民年金保険料は当該年度の納付期限を経過していることから、市役所の国民年金担当窓口においては当該期間の国民年金保険料を納付することができないとともに、A 市では、納付期限を経過した市発行の納付書によって国民年金保険料を過年度納付することはできないとしている。

さらに、申立人は、「私が所持する国民年金手帳の昭和 45 年度及び 46 年

度のページに検認印が割印してある。」旨を主張しているところ、国民年金手帳の印紙検認台紙については、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、割印の上、印紙検認台紙を切り離すこととされていたことを踏まえると、当該検認印が割印されていることのみをもって、当該期間の国民年金保険料が納付されていたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1782

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 42 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 42 年 10 月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

独身の時は国民年金に関心が無く国民年金保険料は納付していなかった。結婚して A 市に住むようになったが、実家に帰省した折、亡くなった父から国民年金手帳を渡され「保険料を納付できるようなら納めなさい。」と言われた。申立期間の国民年金保険料は、父が納付していたと思うので、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、昭和 42 年 7 月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親は共済年金に加入しており一度も国民年金へ加入した記録は見当たらない上、オンライン記録によると、申立人の母親及び姉についても、申立期間は国民年金に未加入とされている。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付をしていたとする父親は既に死亡しており、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間、38 年 1 月から同年 3 月までの期間、42 年 12 月から 43 年 3 月までの期間、56 年 5 月から 57 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月まで
④ 昭和 56 年 5 月から 57 年 3 月まで
⑤ 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

国民年金は、老後のことを考えて国民年金制度創設当初の昭和 36 年 3 月に加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

昭和 43 年度から 47 年度までの国民年金保険料を A 村（現在は、B 市）の集金人に二重に納付したことが分かったので、重複納付した 43 年度から 47 年度までの国民年金保険料と期限到来後に納付予定の 56 年度から 60 年度までの国民年金保険料の差額として約 6 万円を納付したところ、当該集金人が「国民年金保険料納付通帳」の 43 年度から 47 年度までの納付記録欄の年度の部分を 56 年度から 60 年度までに書き換えてくれたので、国民年金保険料の未納は無いはずである。

申立期間について国民年金保険料が未納とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度創設当初の昭和 36 年 3 月 31 日に夫と連番で払い出されていること、並びに国民年金被保険者台帳及び B 市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人及びその夫は、同年 4 月から 49 年 1 月までの納付記録が同じであることが確認でき、申立人の夫について

も、申立期間①から③は保険料が未納とされている上、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 36 年度から 45 年度までの国民年金印紙検認記録においては、国民年金保険料が収納されていることを示す形跡は見当たらない。

また、申立期間④及び⑤については、申立人は、「昭和 43 年度から 47 年度までの二重に納付した国民年金保険料と期限到来後に納付予定の 56 年度から 60 年度までの国民年金保険料の差額として約 6 万円を納付したので、A 村の集金人が『国民年金保険料納付通帳』の 43 年度から 47 年度までの納付通知書の年度の部分を 56 年度から 60 年度までに書き換えてくれたことから国民年金保険料の未納は無い。」と主張しているところ、申立人が期限到来前である申立期間の国民年金保険料を納付するとは考え難い上、申立人が納付したと主張する昭和 43 年度から 47 年度までの国民年金保険料と、56 年度から 60 年度までの国民年金保険料の差額は、当該期間の国民年金保険料の差額と大きく相違するほか、申立期間⑤については、国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、当該期間は国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、B 市役所が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人が国民年金保険料を二重に納付したことをうかがわせる形跡は見当たらず、国民年金保険料納付通帳の納付通知書の各納付月欄の記録は昭和 43 年度から 47 年度までの記録のままである上、既に 43 年度から 47 年度までの国民年金保険料の納付済みの記録がある A 村発行の国民年金保険料納付通帳の記載事項を同村の集金人が書き換えたことを裏付ける関係者の供述等は得られない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで

私は、A市役所の集金人の勧めにより、昭和55年1月から、国民年金保険料の定額保険料に付加保険料を付加して納付してきたのに、国民年金保険料の納付記録は、同年1月から同年3月までの3か月分のみが付加保険料付きの国民年金保険料の納付とされており、申立期間の保険料が定額保険料のみの納付記録となっているのは納得できない。

内職までして、申立期間の付加保険料を納付したのに、未納になっているのは残念である。

第3 委員会の判断の理由

A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、その納付記録等欄に申立人の昭和55年1月から同年3月までの付加保険料は納付済みとなっていることが確認できるものの、当該被保険者名簿の納付記録等欄の欄外に「付加納付55年1月4日、辞退55年6月2日」の記載が確認できるとともに、当該被保険者名簿の資格欄に「付加納付55年1月4日、辞退55年3月25日」の記載及び「付加55/1入力、付加辞退55/6入力」の記載が確認できることを踏まえると、申立人は、同年1月4日に付加保険料の納付を申し込み、同年3月25日に付加保険料の納付を辞退した後、その処理がそれぞれ同年1月4日及び同年6月2日に行われたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が納付したと主張する付加保険料の総額は、申立期間の付加保険料の総額と相違している上、申立人と一緒に内職をしていた友人からも申立人が申立期間に係る付加保険料を納付していたこと

を裏付ける供述を得られないなど、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1786

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から49年6月まで

昭和45年8月にA市で自営業を開業し、私がA市役所で国民年金の加入手続きを行い、隣組の集金人に国民年金保険料を納付した。特に46年6月の結婚後は間違いなく、妻と一緒に国民年金保険料を納付したはずであり、妻の記録は保険料が納付済みになっているのに、自分の記録が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の被保険者の記号番号の払出時期及びA市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄に「49年11月7日届」の記載が確認されることからみて、昭和49年11月7日であると推認され、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該手帳記号番号の払出時点において、申立期間の大部分は過年度納付及び特例納付以外では国民年金保険料を納付することができないところ、申立人には、さかのぼって国民年金保険料を納付したとの主張は無く、上記の被保険者名簿の昭和49年度の国民年金保険料納付記録欄において、昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料が同年12月25日に収納され、その後は3か月ごとに保険料が収納されたことを示す検認印が押されていることを踏まえると、申立人は同年11月に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を開始したものと考えられる。

また、A市役所が保管する国民年金納付記録電子データ画面及び社会保険事務所（当時）が保管する国民年金被保険者台帳により、申立期間について、

同居する申立人の妻の国民年金保険料が現年度で納付されていることが確認できるものの、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の記号番号の払出時期からみて、婚姻前の昭和 45 年 4 月ごろに払い出されていたものと推認される上、申立人の妻は、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等について記憶が無く、保険料の納付状況が不明であるなど申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から29年9月1日まで
昭和11年10月に開店した当初からA社に勤務し、社誌に掲載されている集合写真にも写っている。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は社誌の開業当時の集合写真に写っていると主張しており、申立人が名前を挙げた専務が申立期間当時在籍していた旨をA社の現在の担当課長が供述し、また、一緒に入社したと申立人が主張する同僚と同姓の者が、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、女性が厚生年金保険の被保険者資格を取得できるようになった昭和19年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の甥^{おい}の妻が、「申立人から、A社で勤務していた経験を、過去に複数回聞いたことがある。」と供述していることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、上記担当課長からは、「申立期間当時の資料は皆無であり、厚生年金保険の加入状況等は不明である。しかし、当社内で一般的に言われている話であるが、現在であれば、A社の社員、テナントの従業員、メーカーから派遣された者などの販売員がいるが、開業当初の昭和10年代から、テナントの従業員はいたと思われ、A社で勤務していても、A社の厚生年金保険に加入していなかった人はいると思う。」との供述しか得られず、同僚から聴取しても厚生年金保険の適用に関する情報についての有力な供述を得ることができない。

また、上記被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録

は確認できず、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿でも、A社が厚生年金保険の適用事業所に初めて該当することとなった昭和 19 年 6 月 1 日から約 1 年間に於いて申立人の名前は確認できない上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人の記録自体が確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の始期である昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間に於いては、上記のとおり制度上厚生年金保険の被保険者となることができない上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に於ける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 11 月 2 日まで

A社B出張所において、運送の仕事に従事していた。景気減退に伴い、会社の経営状況も良くなかったと考えられ、自分は若かったこともあり、その当時の厚生年金保険の加入状況は分からないが、勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B出張所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 10 人の名前を記憶しており、また、申立期間において同社同出張所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚一人が、申立人が同社同出張所に在籍していたことを供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間において、申立人が同社同出張所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、上記同僚は、「申立人は自分と同じ仕事をしていた。自分は昭和 33 年 2 月くらいから働き始めたが、厚生年金保険の被保険者資格取得が 35 年 3 月となっており、被保険者期間が 2 年くらい足りない。試用期間はあったと思われる。」とも供述しており、別の同僚も、「当時、厚生年金保険に加入していない人もいたと思う。」と供述していることから、事業主は、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

また、厚生年金保険の記録によれば、A社B出張所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者とも連絡が取れない上、労務担当者も死亡しており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年

金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月25日から29年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答があった。

給与明細書等の厚生年金保険料控除を証明できる資料は無いが、B社が作成した退職証明書があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が作成した退職証明書及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人が、昭和27年12月25日にA社に入社し、46年3月31日に同社を退職するまでの間、継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録によれば、A社C支店は、申立期間当時において厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年4月1日に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社本店人事担当部に照会したところ、「当社が保管する人事関係記録から、申立人が昭和27年12月25日に採用され、退職した46年3月31日まで継続して勤務していたことは間違いないが、当社が保管する社会保険被保険者台帳には、申立人の当社C支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、29年4月1日と記載されている。また、申立期間当時、給与は各支

店が計算をして従業員に支給するシステムをとっていたが、当時の給与の支払いに関する資料等は保管されていないため、厚生年金保険料控除に係る事実を確認することができない。」と回答している。

さらに、A社に同時期に勤務していた同僚のうち、唯一連絡が取れた者は、「私が昭和28年5月にA社C支店に入社した時には、申立人は既に勤務しており、申立人が転勤した33年10月までは一緒に同じ業務を行っていたことを記憶しているが、厚生年金保険料の控除の有無については分からない。また、私の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の記録と同様に29年4月1日に同資格を取得しており、私が入社した年月日と一致しておらず、申立期間当時は同社C支店では、担当者が厚生年金保険への加入手続を行っていなかったのではないか。」と供述しており、ほかに供述を得られる申立人の同僚がいないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間に申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、C支店と同じ県内に所在し、申立期間当時において既に厚生年金保険の適用事業所となっている同社D支店及び同社E支店、並びに同社本店（F市所在）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月1日から同年10月7日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、勤務したことのあるA社に係る記録が確認できない旨の回答であった。私は同社では4か月ほど勤務し、同僚の名前も数人記憶しており、退職時に保険証を返した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記憶する同僚の一部の者については、申立期間において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿により、複数の者が同じ日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、このうち、申立期間直前については昭和46年4月26日に9人の者が厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同日に同資格を取得している同僚から聴取したところ、同時期に入社した者は3人程度である旨を供述していることを踏まえると、A社においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該被保険者名簿では、申立人及び申立人が同じような立場で勤務していたと記憶している同僚に係る被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、当該二人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても申立人の申立期間に係る記録は確認できない上、A社に照会したものの、申立てに係る事実

を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1693 (事案 488 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 20 年 3 月まで
年金記録確認第三者委員会から平成 20 年 11 月 19 日付けで「年金記録に係る確認申立について (通知)」をもらった。通知文書には、「複数名の同僚からは、申立人が主張する申立内容を裏付ける情報等は得られない。」と記載されているが、戦時中のことでもあり、複数名の同僚の情報を得ることは、非常に困難なことである。昭和 17 年 6 月に A 社 B 事業所に徴用され、20 年 3 月に徴集されるまで、工場で勤務していた。同じ部署で勤務していた同僚には、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者期間の年金を受給していると聞いた。同じように勤務していた自分にも厚生年金保険の記録があるはずなので、申立期間について再調査し、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚から調査を行ったものの、申立人が主張する申立内容を裏付ける情報等は得られない上、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の名前を確認することができず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 19 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は申立期間において同じ部署で勤務していた同僚と同じように厚生年金保険の被保険者記録があるはずとの再申立てであるが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月20日から39年6月まで
② 昭和41年3月15日から43年11月26日まで
③ 昭和45年4月10日から49年5月まで
④ 平成12年5月から16年6月26日まで

A社の社員として、昭和37年3月20日から39年6月までは外国及び41年3月15日から43年11月26日までは外国に派遣され、45年4月10日から49年5月まではB社で、平成12年5月から16年6月26日まではC社（現在は、D社）でそれぞれ勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、いずれの期間も厚生年金保険が未加入期間となっている。

勤務していたことは間違いないので、すべての申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A社の社員として、外国に溶接工として派遣され、建設工事に携わっていた。給料は80万円ぐらいもらっていた。」と申し立てているが、A社の元経営者は、「申立人は、当社の仕事をしていたことはある。外国の建設工事には社員を含めて50人ぐらい派遣したが、その中にいたかどうかは不明である。申立人は社員ではなく、外注先の従業員であった。その外注先は、個人事業所であったと記憶している。」と回答している。

また、オンライン記録（事業所記録照会回答票）によれば、A社は、昭和39年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所としての記録を確認することはできない。

2 申立期間②については、申立人は、「A社の社員として、外国に溶接工として派遣され、建設工事に携わっていた。給料は 80 万円ぐらいもらっていた。」と申し立てているが、A社の元経営者は、「申立人は、外国の建設工事には行っていない。当時、当社から 20 人ぐらいが行ったが、給料は 40 万円から 50 万円ぐらいで、高い人でも 60 万円ぐらいだった。現地での仕事は、鉄骨工事関係であり、溶接作業はほとんど無かったし、連れて行かなかった。社員ではなく、外注先の従業員であった。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該期間において申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 申立期間③については、申立人は、「E市にあるB社で勤務していた。」と申し立てているが、B社の元専務は、「申立人のことは憶^{おぼ}えていない。当時、会社に勤務していた数人に問い合わせたが、知る者はいなかった。」と回答している。

また、オンライン記録によれば、当該事業所は、昭和 46 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、申立期間③のうち、45 年 4 月 10 日から 46 年 11 月 30 日までの期間において、適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間③のうち、昭和 46 年 12 月 1 日から 49 年 5 月までの期間において申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

4 申立期間④については、申立人は、「F市にあるC社で勤務していた。」と申し立てているが、D社では、「申立人に憶^{おぼ}えはあるが、当社の社員ではなく、関連会社のG社の従業員であった。」と回答している。

また、G社の元経営者は、「申立人はG社で雇用していたが、G社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったし、申立人も厚生年金保険に加入していなかった。そのことは、申立人も承知している。」と回答している上、当時、申立人は既に 65 歳に達していたことから、厚生年金保険には加入できなかったものと考えられる。

5 申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 39 年 8 月まで
② 昭和 39 年 8 月から 43 年 8 月まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）で2年ぐらい運送等の仕事をしてきたが、厚生年金保険の加入記録では、被保険者期間が申立期間直前の1か月しかない。申立期間②については、C社（現在は、D社）で専門職の技能者の世話役の指導の下で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前がある同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間においても同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届によれば、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 37 年 9 月 1 日、同資格喪失日は同年 9 月 15 日であることが確認できる上、同資格取得届の申立人の備考欄には朱書きで「退社証返納」と記載されている。同社では、「朱書きの記載は当時の当社事務員が、当該資格喪失届を社会保険事務所（当時）に提出した後に記載したものと推定でき、届出書類を台帳の代わりにしていたと思われる。」と回答している。

また、当時の事業主は既に死亡している上、その妻及びA社に勤務していた申立人の同僚は、「当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述しており、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生

年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、当該被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は上記の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届と同一日である昭和 37 年 9 月 15 日となっており、当該期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間②については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の被保険者記録が確認できること、及び当該同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所に申立人とほぼ同時期に入社したとする同僚は、「昭和 39 年ごろから助手として一緒に勤務していた。入社した時に技能者の世話役から『4 年間は助手だ。』と言われ、技能者になっても厚生年金保険には加入させてもらえず、世話役になってから厚生年金保険に加入した。申立人は私より少し遅れて入社したから、その説明を聞いていないと思う。」と供述し、当時、技能者の世話役を務めていたとする同僚二人は、それぞれ「申立人は技能者として何年か勤務していた記憶がある。厚生年金保険は、社長が『世話役は入れたけど、技能者は入れていない。』と言っていた。」、「申立人に係る記憶は無い。社会保険は昭和 40 年 6 月 1 日に世話役クラスだけが加入した。それ以外の技能者や助手は加入させていなかった。」と供述している上、当時、当該事業所で事務を担当していた者は、「社会保険事務を含めて事務は一人でやっていたが、厚生年金保険にはほとんどの社員が加入していなかった。」と供述していることを踏まえると、当時、同事業所ではすべての社員を、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、D社では、「当時の事業主は既に死亡しており、関連資料を保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月ごろから 1 年間ぐらい
② 昭和 48 年 6 月ごろまでの 1 年間ぐらい

A社を退職後、友人の住んでいるB市に転居し、その友人の紹介でC社に入社した。その後、同社が倒産したため、その友人と一緒に別の知人が勤務していたD社（現在は、E社）に入社した。

二つの事業所で勤務していた期間は、それぞれ1年ぐらいだったと思うが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、オンライン記録によれば、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明である上、同事業所で事務を担当していた事業主の元妻は、「私は、昭和 46 年 2 月に会社を辞めているため、申立人のことは知らない。夫の所在も承知していない。私の後任は女子事務員が社会保険手続を行っていたと思う。」、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前がある複数の同僚は、「社員全員を社会保険に加入させていたかどうかは承知していない。」と供述し、当時、社会保険事務を担当していたとされる役員は所在が確認できない上、女子事務職員は既に死亡していることから供述を得ることもできず、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について

確認することができない。

また、当該被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の被保険者記録が確認できること、及び同事業所で事務を担当している事業主の妻の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、事業主の妻は、「社会保険に加入することを希望した者を加入させていた。会社が加入させる者と加入させない者を選別していたのではなく、本人の希望で社会保険の加入手続をしていた。申立人と一緒に働いていた社員も、それぞれ何年も経ってから社会保険に加入しているはずである。」と回答している上、申立人とほぼ同時期に当該事業所に勤務していた同僚5人は、いずれも当該期間において、同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことを踏まえると、当該事業所では、すべての社員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月10日から同年11月1日まで
② 昭和39年5月4日から同年8月4日まで

昭和38年6月からA社に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録では、同年11月の1か月のみの記録となっている。また、39年5月からB社（C社に吸収合併され、現在は、D社）E営業所に勤務していたのに、勤務当初の3か月間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が名前を挙げる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間においてもA社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録がある同僚は、「私は昭和37年6月か同年7月ごろに入社した。」と供述しているものの、同被保険者名簿によれば、同人の被保険者資格取得日は昭和37年10月16日であることが確認できることを踏まえると、同事業所では、すべての従業員について入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和38年11月1日となっており、当該期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、解散しており、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡し

ていることから、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人が名前を挙げる同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間においてもB社E営業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立人が名前を挙げる同僚は、「私は、申立人より早く、昭和38年秋には入社した。」と供述しているものの、B社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同人の同事業所における被保険者資格取得日は昭和39年2月1日であることを踏まえると、同事業所では、すべての従業員について入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、D社が保管する労働者名簿には、申立人に係る雇入れ日欄に昭和39年8月4日と記載されている上、当該被保険者名簿においても、申立人の被保険者資格取得日は同日となっており、当該期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、D社では、「労働者名簿以外に根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しており、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで

私は、平成 2 年 10 月に A 社に入社し、4 年 12 月から厚生年金保険に加入したが、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額が、当時の給与月額と相違している。

標準報酬等級が当時の最高等級である第 30 級（53 万円）となる給与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が提出した「平成 3 年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」及び「平成 4 年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、並びに A 社からの振込金が確認できる金融機関口座預金通帳から、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届けられた標準報酬月額を上回っていることは推認できる。

しかしながら、申立人が所持する「平成 4 年分給与所得の源泉徴収票」及び A 社が提出した申立人に係る「平成 5 年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料等の金額から算出した標準報酬月額（30 万円）とオンライン記録における標準報酬月額は一致している上、オンライン記録の申立人の標準報酬月額については、不自然な^{そきゅう}遡及訂正処理等の形跡は見当たらない。

また、A 社は、「当時の賃金台帳等申立人の給与額を確認できる資料は無いが、外務員については完全歩合による報酬であり、役職に就いた外務員には固定給与と歩合給与を支給し、本人の希望により社会保険に加入させていた。」と供述していることから、同事業所の外務員については、各月の給与額が同一であったとまでは言えず、オンライン記録を確認したところ、同事業所の他の被

保険者（外務員）についても、i) 資格取得時と定時決定時で標準報酬月額が大幅に変動していることが確認できること、ii) 申立人の平成4年分及び5年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている給与等の支払金額及び同僚の販売手数料明細書から、固定給額は7万円と考えられることを踏まえると、同事業所は、外務員の資格取得時においては、固定給に取得の直近月の報酬（歩合給）を加算した額を報酬月額として社会保険事務所（当時）に対し届出を行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1699

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月26日から21年2月ごろまで

A社(現在は、B社)で11か月働いた。住んでいた同社の女子寮が火災になり辞めさせられたが、同社における厚生年金保険の被保険者期間が働いた期間より短い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和20年8月26日であることが確認できる上、当時の資料及び複数の同僚の供述により、申立人がA社を離職した時期と記憶する同事業所の女子寮の火災が、同年8月11日であると推認できるとともに、同事業所において、申立人と同日に被保険者資格を取得している11人のうち、同台帳において、日付が確認できる8人の資格喪失日は、いずれも同年8月26日であることが確認できる。

また、事業主は、当時の関連資料が無く、厚生年金保険料控除について不明としており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の被保険者記録の前後に名前がある199人のうち、昭和20年8月26日以降も勤務していた記録があり、かつ、連絡先が判明した13人に照会したところ、回答があった8人はいずれも申立人を知らないと回答していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 8 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで
② 昭和 26 年 11 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 1 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで

船員保険の加入記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

申立期間①については、A社で乗船していた船舶は、最初は客船であったが、終戦前後は兵員の輸送に当たっており、また、同社は大きな会社であったので、船員保険に加入していたはずである。

申立期間②については、B県近海で運行していた運搬船のC丸(船主はD氏)に船員として乗船していた期間であり、また、C丸は大きな船であったので、船員保険に加入していたはずである。

申立期間③については、B県近海でE社の運搬船に乗船していた期間であり、同社は大きな会社であったので、船員保険に加入していたはずである。

船員手帳や給与明細書はB県F町(現在は、G市)に住んでいた時に、水害に遭い無くしてしまったが、船員保険に加入していたことは間違いないので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の後継事業所であるH社では、「申立期間当時は、船舶の運航はすべてI会が管理していた期間であり、当社には関連資料が無い上、申立人が乗船していた船舶名が不明であり、船員手帳も無

いため、調査は不可能である。」旨回答している。

また、船員保険被保険者名簿及びオンライン記録では、当該期間における申立人に係る船員保険及び厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間②については、「昭和32年J船名録」（K協会発行）により、申立人が乗船していたとする船舶名（C丸）及び船主名が確認できることから、申立人が同船舶に乗船していた可能性がうかがえる。

しかしながら、事業主である船主は既に死亡しており、また、関連資料が無い上、当時の状況について聞き取りができる同僚等は確認できないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による船員保険料控除の事実について確認することができない。

また、船員保険被保険者名簿では、C丸に係る船員保険加入の記録は確認できない上、当該事業主が所有する他の船舶においても船員保険に加入していた記録は確認できない。

- 3 申立期間③については、E社の後継事業所であるL社では、「現在保管している資料では、申立人の雇用状況は確認できず、同社の船員保険の記録には申立人の記録は見当たらない。」旨回答している。

また、申立人が乗船していた船舶名が不明であるため、当該期間における勤務実態及び事業主による船員保険料控除の事実について確認することができない上、船員保険被保険者名簿及びオンライン記録においても、当該期間における申立人に係る船員保険及び厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 4 申立人がすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 11 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険の被保険者期間が昭和 40 年 4 月 1 日からとされているが、実際には同年 3 月 11 日から勤務していた。会社から在籍証明書ももらっており、申立期間中に勤務していたことは間違いのないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した在籍証明書により、申立人が、昭和 40 年 3 月 11 日からA社C支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人が自身より先に入社したと記憶する同僚二人、自身と同日に入社したと記憶する同僚二人、及びほぼ同時期に入社したと記憶する同僚一人は、いずれも申立人と同日の昭和 40 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえ、当該事業所では、従業員について、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所は、「申立人に係る当時の資料は保存年限の経過により保管されておらず、当時を知る担当者もいないため、申立人の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料控除の有無等について確認できない。」と回答している上、当該事業所において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚に照会したが、申立期間における厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述を得ることができないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 3 月 3 日から 12 年 9 月 5 日まで
② 平成 12 年 10 月 3 日から 17 年 2 月 1 日まで

A社に勤務し、両申立期間において手取りで給与を 20 万円受け取っていたが、社会保険事務所（当時）の記録では標準報酬月額が 10 万 4,000 円となっているので、両申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は両申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、両申立期間における同僚 4 人の標準報酬月額は、9 万 8,000 円、10 万 4,000 円、11 万円及び 11 万 8,000 円に変動は無く、申立人の標準報酬月額（10 万 4,000 円）は、上記同僚の場合と比較しても不自然であることがうかがえない。

また、申立期間②のうち平成 12 年 10 月 3 日から 14 年 4 月 1 日までの期間は高齢任意加入被保険者期間に該当し、当該期間に係る社会保険事務所（当時）保管の債権管理表に記載されている標準報酬月額は 10 万 4,000 円となっており、当該記録はオンライン記録と一致する。

さらに、A社の事業主は、「申立人の両申立期間における各月の手取額については、ほぼ申立人の主張する額（20 万円）どおりであるが、事業所として申立人に支給した額は 10 万円程度であり、残る 10 万円については、当時の実質的事業主である父親が私的^{ねん}金銭から捻出したものであると記憶している。」と回答している。

加えて、申立人の両申立期間における標準報酬月額について、さかのぼっ

て引き下げられているなど、行政側の不自然な事務処理は確認できない。

このほか、申立人はその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、両申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 3 日から 44 年 1 月 12 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間に係る脱退手当金を昭和 47 年 5 月に受給したようになっているが、当時は、同年 1 月に出産し、長女が小学生で、育児や子育てで一番大変な時期であり、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、オンライン記録による支給額は、申立期間とそれ以前に勤務したB社に係る厚生年金保険被保険者期間を支給期間とした脱退手当金の支給額と一致しており、行政側の不自然な事務処理は確認できない。

また、申立人は、申立期間前に勤務していたB社に係る厚生年金保険被保険者期間については自ら手続を行い脱退手当金を受給したと供述しているが、当該被保険者期間のみでは脱退手当金の受給資格を満たさないほか、同社における被保険者資格喪失後も厚生年金保険の被保険者期間がほぼ継続している中、オンライン記録上、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いなど、申立人の供述とは符合しない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 3 日から同年 5 月 31 日まで
② 昭和 43 年 8 月 3 日から 44 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 42 年 4 月 2 日に公務員を退職後に転職したが、転職の際には1日ぐらいしか間は空かなかったように思う。

しかし、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社に係る申立期間①、B社に係る申立期間②及びC社に係る申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、「当社は、入社時には試用期間を設定しており、当該期間について社会保険への加入手続を行っておらず、当該期間は試用期間と思われる。」と回答している上、同僚が、「自分が実際に入社した日と厚生年金保険の資格取得日には差がある。」と回答していることを踏まえると、同事業所では、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びA社の申立人に係る被保険者原票の資格取得年月日欄には昭和 43 年 5 月 31 日と記録されている。

2 申立期間②については、申立人の申立内容及び同僚等の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によ

れば、申立人の資格取得年月日は昭和 44 年 2 月 1 日と記録されている上、同日を資格取得日とする被保険者が申立人を含め 4 人記録されているが、上司及び複数の同僚の供述内容を踏まえると、これらの者の入社日と被保険者資格取得日には数か月の差があり、当該事業所では、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B社は平成 16 年 6 月 1 日に既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、関連資料は見当たらないことから、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立期間③については、申立人を知る同僚は、「ねんきん特別便の記録を見て、C社の入社日と厚生年金保険の資格取得日にかなりの差があるのが判明した。」と供述していることを踏まえると、C社においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所の申立人に係る被保険者原票の資格取得年月日欄には昭和 44 年 5 月 1 日と記録されている。

さらに、C社は解散し、平成 11 年 6 月 1 日に既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 4 すべての申立期間について、公共職業安定所の記録によれば、申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、同僚等からは厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は得られないことから、すべての申立期間における厚生年金保険料の控除の事実について確認できない。

さらに、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月1日から時期不明
② 時期不明から昭和23年8月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同一事業主が経営していたA社及びB社において勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。当時の同僚の名前を記憶しており、両事業所において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社及びB社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が両事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、申立人が同僚として名前を挙げた8人のうち、連絡先が確認できた一人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間やどちらの事業所で勤務していたかまでは記憶しておらず、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述しているほか、申立期間当時、A社に勤務していた従業員3人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述している。

また、申立人が同僚として名前を挙げた8人のうち、A社又はB社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は4人であり、うち二人は申立期間後にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき

ることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

加えて、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。